

平成 2 7 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 ( 5 月 ) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成27年5月27日 午前10時00分四條畷市役所本館3階委員会室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委員	長	山本博資
職務代理	員	大村民子
委員		三牧てる子
委員		田伏義孝
教育長		藤岡巧一

3 事務局出席者

教育部長	坂田慶一	地域教育課長	杉本一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口文敏	学校給食センター所長兼主任	林雅弘
教育総務課長	阪本律子	図書館長	永野国広
学校教育課長	芝田孝人	教育部上席主幹兼公民館長兼主任	安部一朗
教育部上席主幹	上井大介	教育環境整備室上席主幹兼主任	谷口隆史
教育部上席主幹	河上弘子	教育総務課主任	櫻井康弘

4 議事録作成者

教育総務課主任 櫻井 康弘

5 付議案件

議案第9号	四條畷市立図書館協議会委員の任命について
議案第10号	四條畷市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第11号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
議案第12号	四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
議案第13号	四條畷市学校結核対策検討委員会委員の委嘱について
報告第16号	四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例案について
報告第17号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員の委嘱について

山本委員長	<p>只今から5月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、大村職務代理にお願いします。</p>
大村職務代理	はい、わかりました。
山本委員長	それでは議事に入ります。
山本委員長	<p>議案第9号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
永野図書館長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、永野図書館長どうぞ。
永野図書館長	<p>議案第9号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、提案理由です。四條畷市図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を任命する必要性が生じたため、図書館法第15条の規定により任命したく、本案を提案しました。</p> <p>次のページの四條畷市立図書館協議会委員名簿（案）をご覧ください。委員の任期は、平成27年6月1日から平成29年5月31日までの2年間です。委員構成は、学校関係者が2名、社会教育関係者が5名、家庭教育関係者が1名、学識経験者が2名です。</p> <p>次のページの四條畷市立図書館協議会委員新旧対照表をご覧ください。市場成之委員の後任に磯部淳子候補、松岡征土委員の後任に福井多恵子候補です。男女の比率は、男性が2名、女性が8名となっています。福井多恵子候補について簡単にご紹介させていただきます。大阪府立中央図書館を退職後、大阪府立大学で図書館学の非常勤講師でした。現在は、京都橘大学、神戸親和女子大学で図書館学の非常勤講師として勤務しています。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

	<p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>議案第9号 四條畷市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
山本委員長	<p>異議がないようですので、議案第9号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
山本委員長	<p>次に、議案第10号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。</p>
	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
安部教育部上席主幹 兼公民館長兼主任	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、安部教育部上席主幹兼公民館長兼主任どうぞ。</p>
安部教育部上席主幹 兼公民館長兼主任	<p>議案第10号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、次の者を四條畷市立公民館運営審議会委員を委嘱するものです。提案理由は、四條畷市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要があるため、社会教育法第30条第1項の規定により委嘱したく、本案を提案しました。</p>
	<p>次のページの四條畷市立公民館運営審議会名簿（案）及び次の四條畷市立公民館運営審議会委員新旧対照表の委員名に訂正があります。本日、訂正分を机上配付させていただきましたので、お手数ですが差替え願います。四條畷市公民館運営審議会委員の任期は、平成27年6月1日から平成29年5月31日の2年間です。委員構成は、社会教育の関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者5名、学識のある者1名、学校教育の関係者2名です。</p>
	<p>次のページの四條畷市立公民館運営審議会委員新旧対照表をご覧ください。10名の委員のうち、在任委員は7名、新任委員は3名です。新任委員の久保勝範さんは、緑の文化園、森の工作館の館長で、NPOの理事長をされています。森あさよさんは、公民館を利用しているサークル団体の代表者です。公民館事業をサポートしていただけたらと思います、新たに候補としました。藤原吉直さんは学校教育の関係者です。男女比率は4：6です。</p>

三牧委員	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、三牧委員どうぞ。
三牧委員	四條畷市立公民館運営審議会はいつ開催され、どのようなことを議論されていますか。
安部教育部上席主幹 兼公民館長兼主任	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、安部教育部上席主幹兼公民館長兼主任どうぞ。
安部教育部上席主幹 兼公民館長兼主任	四條畷市立公民館運営審議会は上半期と下半期の年2回開催されます。上半期は前年度の公民館事業及び予算の報告、下半期は次年度の公民館事業及び予算の説明を行い審議していただいています。
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。
	(「なし」の声)
山本委員長	議案第10号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
山本委員長	異議がないようですので、議案第10号については原案のとおり可決することに決しました。
山本委員長	次に、議案第11号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。
	事務局から本件の内容説明を願います。
杉本地域教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、杉本地域教育課長どうぞ。
杉本地域教育課長	議案第11号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、次のとおり、四條畷市社会教育委員を別紙のとおり委嘱するものです。

	<p>提案理由は、四條畷市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要が生じたため、社会教育法第15条第2項により委嘱したく、本案を提案しました。</p> <p>次ページの社会教育委員名簿をご覧ください。委員の任期は、平成27年6月1日から平成29年5月31日の2年間です。</p> <p>次ページの四條畷市社会教育委員新旧対照表で訂正があります。旧委員のホリトシハル委員は、正しくはホリシュンジ委員です。又、高牟禮貞子委員の性別が男性となっていますが、女性です。それに伴い、男女比が6：4ではなく、5：5になります。お詫び申し上げます。</p> <p>新旧委員ですが、学識経験のある者として、川島澄夫委員の後任に小寺勝委員です。小寺委員は、社会教育の関係者で、特定非営利活動法人四條畷市体育協会からの推薦です。これは前任委員である川島委員が体育協会の会長をされていたためです。阿部ゆき江委員の後任に平井秀樹委員です。平井委員は、四條畷市子ども会育成連絡協議会からの推薦です。吉田一矢委員の後任に中村勝善委員です。中村委員は四條畷市PTA協議会からの推薦です。又、学校教育関係者として、井上篤志委員の後任に羽森清司委員、堀俊治委員の後任に乾昭彦委員です。これに伴い男女比が6：4となり、委員10名のうち新任委員が5名となります。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>議案第11号 四條畷市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
山本委員長	<p>異議がないようですので、議案第11号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
山本委員長	<p>次に、議案第12号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題とします。</p>
山本委員長	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
上井教育部上席主幹	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>

山本委員長	はい、上井教育部上席主幹どうぞ。
上井教育部上席主幹	<p>議案第12号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、四條畷市いじめ問題対策委員会条例第4条の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策委員会を組織し事務を行うため、四條畷市いじめ問題対策委員会の委員を別紙のとおり委嘱するものです。</p> <p>提案理由は、いじめ行為を未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、四條畷市いじめ問題対策委員会条例第4条の規定に基づき四條畷市いじめ問題対策委員会の委員の委嘱をしたく、本案を提案しました。</p> <p>次のページの四條畷市いじめ問題対策委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日の2年間です。委員は4名で、上から4番目の佐藤正夫委員が新任委員で警察の0Bです。前任委員は警察0Bの川下芳彦さんでした。あとの3名の委員は変更ありません。なお、委嘱につきましては、第1回目の委員会で委嘱状を渡す予定です。4月1日に遡って委嘱することにご理解を願います。次のページには条例、その次のページには規則を載せていますので、こちらもご覧ください。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>第1回目の委員会は、いつ頃開催されますか。</p>
上井教育部上席主幹	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、上井教育部上席主幹どうぞ。
上井教育部上席主幹	この後、4名の委員と日程調整を行い、第1回目の委員会は7月頃の開催予定です。
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>議案第12号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

山本委員長	異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり可決することに決しました。
山本委員長	次に、議案第13号 四條畷市学校結核対策検討委員会委員の委嘱についてを議題とします。  事務局から本件の内容説明を願います。
上井教育部上席主幹	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、上井教育部上席主幹どうぞ。
上井教育部上席主幹	議案第13号 四條畷市学校結核対策検討委員会委員の委嘱について、標記の件について、四條畷市立学校結核対策委員会条例第3条及び4条の規定により四條畷市立学校結核対策委員会の委員を別紙のとおり委嘱するものです。  提案理由は、今年度の市立学校における結核対策の充実を図るため、四條畷市立学校結核対策検討委員会条例第3条及び4条の規定に基づき四條畷市立学校結核対策検討委員会の委員を委嘱したく、本案を提案しました。  次ページの四條畷市立学校結核対策委員会委員（案）をご覧ください。委員の任期は1年ですが、先程と同様、平成27年4月1日に遡っての委嘱となることにご理解いただきますようよろしくお願いいたします。なお、第1回目の委員会は6月末頃の開催予定です。第1回目の委員会で委嘱をしたいと思います。委員構成は、四條畷市保健所からの代表、結核の専門医、学校医の代表です。次ページには条例、その次のページには規則を載せていますので、よろしくお願いいたします。
山本委員長	はい、ありがとうございます。四條畷市立学校結核対策委員の新旧対照表がないのは、昨年度からの変更はありませんか。
上井教育部上席主幹	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、上井教育部上席主幹どうぞ。
上井教育部上席主幹	新旧対照表が漏れています。委員に一部、新任委員がいます。上から2番目、結核の専門医である相良憲幸さんです。大阪病院の先生です。又、上から5番目、浅田高広さんも新任委員です。医師会からの推薦です。養護教諭代表の溝上みどりさんも新任委員です。



山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>議案第13号 四條畷市学校結核対策検討委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
山本委員長	<p>異議がないようですので、議案第13号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
山本委員長	<p>次に、報告第16号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
芝田学校教育課長	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、芝田学校教育課長どうぞ。</p>
芝田学校教育課長	<p>報告第16号 四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例案について、国の幼稚園就園奨励費補助金制度が改正され、補助限度額が改められたので、所要の改正をする必要があるため、この条例の一部を改正するための条例議案を四條畷市議会6月議会に提出することについて報告するものです。本条例は、平成27年度、国において所得階層の一部の補助限度額が改正されたことから、国の補助額の改正と同様に、本条例の別表改正を行うものです。国の改正の概要としましては、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化を段階的に取り組む観点から、昨年度に引き続き、低所得世帯の保護者負担額の軽減を図るものとされており、具体的には、市町村民税非課税世帯について補助限度額を増額する内容となっています。また、今年度より子ども・子育て支援制度が開始し、移行する幼稚園については、子ども・子育て支援制度の施設型給付において、幼稚園就園奨励費における保護者負担(利用者負担)の水準を引き継ぐこととされているため、私立幼稚園就園奨励費補助金の対象外となります。別表第1及び別表第2の補助限度額の改正ですが、満3歳児・3歳児については、国の補助額と同額の改訂を行います。4歳児・5歳児については、国の補助額に昨年度と同額の市上乗せ分を合算した額による改正を行います。内容については、四條畷市私立幼稚園就園奨励費補助金条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。</p>

	<p>別表第1の補助限度額です。満3歳児・3歳児の旧では199,200円、253,000円だったものが、新では272,000円、290,000円に改められ、4歳児・5歳児の旧では209,200円、263,000円だったものが、新では282,000円、300,000円に改められます。別表第2をご覧ください。表中の補助限度額です。満3歳児・3歳児の旧では253,000円だったものが新では290,000円に改められ、4歳児・5歳児の旧では263,000円だったものが、新では300,000円に改められます。その他変更点はございません。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>ないようですので、報告16号についてはこれで終了とさせていただきます。</p>
山本委員長	<p>次に、報告第17号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員の委嘱についてを議題とします。</p>
	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
上井教育部上席主幹	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、上井教育部上席主幹どうぞ。</p>
上井教育部上席主幹	<p>報告第17号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員の委嘱について、標記の件について、平成27年4月定例会議案第7号において可決いただきましたが、別紙のとおり四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第4条第1項第3号の規定に基づく委員が決定しましたので、報告します。</p> <p>次ページの四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員名簿をご覧ください。前回の定例会において、(3)市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者が空欄でしたが、決定しましたので報告します。四條畷市立四條畷西中学校PTA会長の林理絵さん、PTA母親代表委員会委員の高垣聡美さんの2名です。任期は、他の委員と同様、平成27年4月1日から平成28年3月31日までです。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

山本委員長	<p>ないようですので、報告17号についてはこれで終了とさせていただきます。</p> <p>それでは、その他の件に移ります。</p>
西口教育部次長兼教育 環境整備室長兼課長 山本委員長	<p>・四條畷市教育環境整備計画 概要版について</p> <p>教育長さんから、お話を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(教育長 お話)</p>
山本委員長	<p>以上で、本日本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月24日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委員 大村 民子